

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 経営企画部 総合戦略室長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年9月29日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年10月1日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) ポスター「「ねんきんネット」周知用」の作成

(グリーン購入法への適合) ☐ 適合する ☐ 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	ポスター「ねんきんネット」周知用」
紙 質	マットコート紙 菊判 76.5kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	片面刷：表４色（墨、赤、青、黄） （日本年金機構のシンボルマークは、M90%+Y100%）
サ イ ズ	A2（420mm×594mm）
製 本	四つ折り（A4 サイズ）
梱 包	200 枚ごとにクラフト紙で梱包すること。 指定する数量について 313 箇所分を段ボールで梱包、ゆうパックの送り状を作成し貼付すること。（数量・年金事務所名は別添 1 を参照） ※梱包したダンボール箱の外側 2 側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 （ダンボール箱については、別添 2 のダンボール等仕様書のとおり。） ※梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を 1 梱包としてクラフト紙で梱包すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	154,400 枚 別添 1 参照
納 期	① 令和 8 年 11 月 10 日 ② 令和 8 年 11 月 11 日
履行期間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 11 月 11 日
納入場所	日本年金機構が指定する郵便局（首都圏 1 か所）
そ の 他	・印刷内容は、別添 3 を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後 2 営業日以内に P D F 形式及び pptx 形式を収録した電子媒体（DVD-R）または紙媒体で提供する。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、梱包資材費用、納品費用（指定する郵便局へ持ち込み）等）を見込むこと。 ・ポスターの右下隅に、次の①から④の事項を番号化した 1 1 ～1 2 ケタの帳票管理番号を記載する。（原則として、フォントは M S ゴシックまたは M

	S明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・校正確認に用いる版下は紙媒体のほか電子媒体（テキストデータを識別できるPDFファイル）で納品すること。 ・色校を出すこと。 ・納品前に製品サンプル及び版下データをPDF形式で収録した電子媒体（セキュアUSBメモリまたはCD-R）を、下記校正担当者に納品すること。 ・納入作業に鉄板が必要となるため納入場所へ持参すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当者に行うこと。
仕様書等の疑義	提出期限：令和8年9月18日（金）18時 回答期限：令和8年9月24日（木）
校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 経営企画部総合戦略室 オンラインビジネス統括グループ 連絡先：03-6861-8124 FAX：03-6842-8321 担当：鈴木、吉田

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
1	北海道	札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	600	2	1	1	11月10日(火)
2	北海道	札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-1	680	2	1	1	11月10日(火)
3	北海道	札幌北年金事務所	001-8585	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12	390	1	1		11月10日(火)
4	北海道	新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	410	1	1		11月10日(火)
5	北海道	函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3	530	1	1		11月10日(火)
6	北海道	旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2	550	1	1		11月10日(火)
7	北海道	釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2	500	1	1		11月10日(火)
8	北海道	室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	320	1		1	11月10日(火)
9	北海道	苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	300	1		1	11月10日(火)
10	北海道	岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3	340	1	1		11月10日(火)
11	北海道	小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	290	1		1	11月10日(火)
12	北海道	北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21	510	1	1		11月10日(火)
13	北海道	帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1	440	1	1		11月10日(火)
14	北海道	稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	180	1		1	11月10日(火)
15	北海道	砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目1-1	280	1		1	11月10日(火)
16	北海道	留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3	160	1		1	11月10日(火)
17	青森	青森年金事務所	030-8554	青森県青森市中央1-22-8 日進青森ビル1・2階	610	2	1		11月10日(火)
18	青森	むつ年金事務所	035-0071	青森県むつ市小川町2-7-30	220	1		1	11月10日(火)
19	青森	八戸年金事務所	031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	730	2	2		11月10日(火)
20	青森	弘前年金事務所	036-8538	青森県弘前市外崎5-2-6	560	2	1	1	11月10日(火)
21	岩手	盛岡年金事務所	020-8511	岩手県盛岡市中ノ橋通1-6-8 monaka4階	970	3	2	1	11月10日(火)
22	岩手	花巻年金事務所	025-8503	岩手県花巻市材木町8-8	550	1	1		11月10日(火)
23	岩手	二戸年金事務所	028-6196	岩手県二戸市福岡字川又18-16	310	1		1	11月10日(火)
24	岩手	一関年金事務所	021-8502	岩手県一関市五代町8-23	730	2	2		11月10日(火)
25	岩手	宮古年金事務所	027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	350	1	1		11月10日(火)
26	宮城	仙台東年金事務所	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	680	2	1	1	11月10日(火)
27	宮城	仙台南年金事務所	982-8531	宮城県仙台市太白区長町南1-3-1	550	1	1		11月10日(火)
28	宮城	大河原年金事務所	989-1245	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	370	1	1		11月10日(火)
29	宮城	仙台北年金事務所	980-8421	宮城県仙台市青葉区宮町4-3-21	710	2	1	1	11月10日(火)
30	宮城	石巻年金事務所	986-8511	宮城県石巻市中里4-7-31	630	2	1	1	11月10日(火)
31	宮城	古川年金事務所	989-6195	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	710	2	1	1	11月10日(火)
32	秋田	秋田年金事務所	010-8565	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	720	2	1	1	11月10日(火)
33	秋田	鷹巣年金事務所	018-3312	秋田県北秋田市花園町18-1	440	1	1		11月10日(火)
34	秋田	大曲年金事務所	014-0027	秋田県大仙市大曲通町6-26	660	2	1	1	11月10日(火)
35	秋田	本荘年金事務所	015-8505	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	270	1		1	11月10日(火)
36	山形	山形年金事務所	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	820	2	2		11月10日(火)
37	山形	寒河江年金事務所	991-0003	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	320	1		1	11月10日(火)
38	山形	新庄年金事務所	996-0001	山形県新庄市五日町字宮内225-2	190	1		1	11月10日(火)
39	山形	鶴岡年金事務所	997-8501	山形県鶴岡市錦町21-12	530	1	1		11月10日(火)
40	山形	米沢年金事務所	992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	470	1	1		11月10日(火)
41	福島	東北福島年金事務所	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	830	2	2		11月10日(火)
42	福島	平年金事務所	970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	520	1	1		11月10日(火)
43	福島	相馬年金事務所	976-8510	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	260	1		1	11月10日(火)
44	福島	郡山年金事務所	963-8545	福島県郡山市桑野1-3-7	660	2	1	1	11月10日(火)

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
45	福島	白河年金事務所	961-8533	福島県白河市郭内1 1 5 - 3	330	1	1		11月10日（火）
46	福島	会津若松年金事務所	965-8516	福島県会津若松市追手町5 - 1 6	510	1	1		11月10日（火）
47	茨城	水戸南年金事務所	310-0817	茨城県水戸市柳町2 - 5 - 1 7	690	2	1	1	11月10日（火）
48	茨城	水戸北年金事務所	310-0062	茨城県水戸市大町2 - 3 - 3 2	700	2	1	1	11月10日（火）
49	茨城	土浦年金事務所	300-0812	土浦市小松1 - 3 - 3 3ハトリビル1階・2階	620	2	1	1	11月10日（火）
50	茨城	下館年金事務所	308-8520	茨城県筑西市菅谷1 7 2 0	600	2	1	1	11月10日（火）
51	茨城	日立年金事務所	317-0073	茨城県日立市幸町2 - 1 0 - 2 2	460	1	1		11月10日（火）
52	栃木	宇都宮東年金事務所	321-8501	栃木県宇都宮市元今泉6 - 6 - 1 3	780	2	2		11月10日（火）
53	栃木	宇都宮西年金事務所	320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2 - 1 0 - 2 0	730	2	2		11月10日（火）
54	栃木	大田原年金事務所	324-8540	栃木県大田原市本町1 - 2 6 9 5 - 2 2	380	1	1		11月10日（火）
55	栃木	栃木年金事務所	328-8533	栃木県栃木市城内町1 - 2 - 1 2	1,000	3	2	1	11月10日（火）
56	栃木	今市年金事務所	321-1293	栃木県日光市中央町1 7 - 3	220	1		1	11月10日（火）
57	群馬	前橋年金事務所	371-0033	群馬県前橋市国領町2 - 1 9 - 1 2	810	2	2		11月10日（火）
58	群馬	桐生年金事務所	376-0023	群馬県桐生市錦町2 - 1 1 - 1 9	310	1		1	11月10日（火）
59	群馬	高崎年金事務所	370-8567	群馬県高崎市栄町1 0 - 1	680	2	1	1	11月10日（火）
60	群馬	渋川年金事務所	377-8588	群馬県渋川市石原1 4 3 - 7	540	1	1		11月10日（火）
61	群馬	太田年金事務所	373-8642	群馬県太田市小舞木町2 6 2	390	1	1		11月10日（火）
62	埼玉	浦和年金事務所	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5 - 5 - 1	810	2	2		11月10日（火）
63	埼玉	大宮年金事務所	331-9577	埼玉県さいたま市北区宮原町4 - 1 9 - 9	610	2	1	1	11月10日（火）
64	埼玉	熊谷年金事務所	360-8585	埼玉県熊谷市桜木町1 - 9 3	580	2	1	1	11月10日（火）
65	埼玉	川越年金事務所	350-1196	埼玉県川越市脇田本町8番地1号 U PLACE 5階	620	2	1	1	11月10日（火）
66	埼玉	所沢年金事務所	359-8505	埼玉県所沢市上安松1 1 5 2 - 1	580	2	1	1	11月10日（火）
67	埼玉	春日部年金事務所	344-8561	埼玉県春日部市中央1 - 5 2 - 1 春日部セントラルビル4・6階	570	2	1	1	11月10日（火）
68	埼玉	越谷年金事務所	343-8585	埼玉県越谷市弥生町1 6 - 1 越谷ツインシティ Bシティ3階	390	1	1		11月10日（火）
69	埼玉	秩父年金事務所	368-8585	埼玉県秩父市上野町1 3 - 2 8	280	1		1	11月10日（火）
70	千葉	千葉年金事務所	260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1 - 1 7 - 1	720	2	1	1	11月10日（火）
71	千葉	幕張年金事務所	262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1 - 4 - 2 0	540	1	1		11月10日（火）
72	千葉	船橋年金事務所	273-8577	千葉県船橋市市場4 - 1 6 - 1	410	1	1		11月10日（火）
73	千葉	市川年金事務所	272-8577	千葉県市川市市川1 - 3 - 1 8 京成市川ビル3階	330	1	1		11月10日（火）
74	千葉	松戸年金事務所	270-8577	千葉県松戸市新松戸1 - 3 3 5 - 2	540	1	1		11月10日（火）
75	千葉	木更津年金事務所	292-8530	千葉県木更津市新田3 - 4 - 3 1	610	2	1	1	11月10日（火）
76	千葉	佐原年金事務所	287-8585	千葉県香取市佐原口2 1 1 6 - 1 （※口はカタカナ）	410	1	1		11月10日（火）
77	東京	千代田年金事務所	102-8337	東京都千代田区三番町2 2	1,090	3	2	1	11月10日（火）
78	東京	中央年金事務所	104-8175	東京都中央区明石町8 - 1 聖路加タワー1階・1 6階	1,000	3	2	1	11月10日（火）
79	東京	港年金事務所	105-8513	東京都港区浜松町1 - 1 0 - 1 4 住友東新橋ビル3号館	940	2	1	1	11月10日（火）
80	東京	新宿年金事務所	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル（3階～8階）	1,030	3	2	1	11月10日（火）
81	東京	杉並年金事務所	166-8550	東京都杉並区高円寺南2 - 5 4 - 9	280	1		1	11月10日（火）
82	東京	中野年金事務所	164-8656	東京都中野区中野2 - 4 - 2 5	210	1		1	11月10日（火）
83	東京	上野年金事務所	110-8660	東京都台東区池之端1 - 2 - 1 8 NDK池之端ビル	560	2	1	1	11月10日（火）
84	東京	文京年金事務所	112-8617	東京都文京区千石1 - 6 - 1 5	260	1		1	11月10日（火）
85	東京	墨田年金事務所	130-8586	東京都墨田区立川3 - 8 - 1 2	350	1	1		11月10日（火）
86	東京	江東年金事務所	136-8525	東京都江東区亀戸5 - 1 6 - 9	510	1	1		11月10日（火）
87	東京	江戸川年金事務所	132-8502	東京都江戸川区中央3 - 4 - 2 4	290	1		1	11月10日（火）
88	東京	品川年金事務所	141-8572	東京都品川区大崎5 - 1 - 5 高德ビル2階	600	2	1	1	11月10日（火）

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
89	東京	大田年金事務所	144-8530	東京都大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	550	1	1		11月10日（火）
90	東京	渋谷年金事務所	150-8334	東京都渋谷区神南1-12-1	580	2	1		11月10日（火）
91	東京	目黒年金事務所	153-8905	東京都目黒区上目黒1-12-4	240	1			11月10日（火）
92	東京	世田谷年金事務所	154-8512	東京都世田谷区世田谷1-30-12	250	1			11月10日（火）
93	東京	池袋年金事務所	171-8567	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	400	1	1		11月10日（火）
94	東京	北年金事務所	114-8567	東京都北区上十条1-1-10	220	1			11月10日（火）
95	東京	板橋年金事務所	173-8608	東京都板橋区板橋1-47-4	320	1			11月10日（火）
96	東京	練馬年金事務所	177-8510	東京都練馬区石神井町4-27-37	270	1			11月10日（火）
97	東京	足立年金事務所	120-8580	東京都足立区綾瀬2-17-9	320	1			11月10日（火）
98	東京	荒川年金事務所	116-8904	東京都荒川区東尾久5-11-6	150	1			11月10日（火）
99	東京	葛飾年金事務所	124-8512	東京都葛飾区立石3-7-3	230	1			11月10日（火）
100	東京	立川年金事務所	190-8580	東京都立川市錦町2-12-10	330	1	1		11月10日（火）
101	東京	青梅年金事務所	198-8525	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	240	1			11月10日（火）
102	東京	八王子年金事務所	192-8506	東京都八王子市南新町4-1	340	1	1		11月10日（火）
103	東京	武蔵野年金事務所	180-8621	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	350	1	1		11月10日（火）
104	東京	府中年金事務所	183-8505	東京都府中市府中町2-12-2	240	1			11月10日（火）
105	神奈川	鶴見年金事務所	230-8555	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	480	1	1		11月10日（火）
106	神奈川	港北年金事務所	222-8555	神奈川県横浜市港北区大戸町515	380	1	1		11月10日（火）
107	神奈川	横浜中年金事務所	231-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	790	2	2		11月10日（火）
108	神奈川	横浜西年金事務所	244-8580	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	300	1			11月10日（火）
109	神奈川	横浜南年金事務所	232-8585	神奈川県横浜南区宿町2-51	390	1	1		11月10日（火）
110	神奈川	川崎年金事務所	210-8510	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	360	1	1		11月10日（火）
111	神奈川	高津年金事務所	213-8567	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	440	1	1		11月10日（火）
112	神奈川	平塚年金事務所	254-8563	神奈川県平塚市八重咲町8-2	310	1			11月10日（火）
113	神奈川	厚木年金事務所	243-8688	神奈川県厚木市栄町1-10-3	330	1	1		11月10日（火）
114	神奈川	相模原年金事務所	252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	350	1	1		11月10日（火）
115	神奈川	小田原年金事務所	250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	310	1			11月10日（火）
116	神奈川	横須賀年金事務所	238-8555	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	350	1	1		11月10日（火）
117	神奈川	藤沢年金事務所	251-8586	神奈川県藤沢市藤沢1018	350	1	1		11月10日（火）
118	新潟	新潟東年金事務所	950-8552	新潟県新潟市中央区新光町1-16	890	2	2		11月10日（火）
119	新潟	新潟西年金事務所	951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	510	1	1		11月10日（火）
120	新潟	長岡年金事務所	940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	830	2	2		11月10日（火）
121	新潟	上越年金事務所	943-8534	新潟県上越市西城町3-11-19	550	1	1		11月10日（火）
122	新潟	柏崎年金事務所	945-8534	新潟県柏崎市幸町3-28	220	1			11月10日（火）
123	新潟	三条年金事務所	955-8575	新潟県三条市興野3-2-3	720	2	1		11月10日（火）
124	新潟	新発田年金事務所	957-8540	新潟県新発田市新富町1-1-24	470	1	1		11月10日（火）
125	新潟	六日町年金事務所	949-6692	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	410	1	1		11月10日（火）
126	富山	富山年金事務所	930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	840	2	2		11月10日（火）
127	富山	高岡年金事務所	933-8585	富山県高岡市中川園町11-20	610	2	1		11月10日（火）
128	富山	魚津年金事務所	937-8503	富山県魚津市本江1683-7	510	1	1		11月10日（火）
129	富山	砺波年金事務所	939-1397	富山県砺波市豊町2-2-12	370	1	1		11月10日（火）
130	石川	金沢北年金事務所	920-8691	石川県金沢市三社町1-43	520	1	1		11月10日（火）
131	石川	金沢南年金事務所	921-8516	石川県金沢市泉が丘2-1-18	520	1	1		11月10日（火）
132	石川	小松年金事務所	923-8585	石川県小松市小馬出町3-1	340	1	1		11月10日（火）

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
133	石川	七尾年金事務所	926-8511	石川県七尾市藤橋町西部 2 2 - 3	420	1	1		11月10日（火）
134	福井	福井年金事務所	910-8506	福井県福井市手寄 2 - 1 - 3 4	1,100	3	2	1	11月10日（火）
135	福井	武生年金事務所	915-0883	福井県越前市新町 5 - 2 - 1 1	430	1	1		11月10日（火）
136	福井	敦賀年金事務所	914-8580	福井県敦賀市東洋町 5 - 5 4	420	1	1		11月10日（火）
137	山梨	甲府年金事務所	400-8565	山梨県甲府市塩部 1 - 3 - 1 2	650	2	1	1	11月10日（火）
138	山梨	竜王年金事務所	400-0195	山梨県甲斐市名取 3 4 7 - 3	660	2	1	1	11月10日（火）
139	山梨	大月年金事務所	401-8501	山梨県大月市大月町花咲 1 6 0 2 - 1	410	1	1		11月10日（火）
140	長野	長野南年金事務所	380-8677	長野県長野市岡田町 1 2 6 - 1 0	820	2	2		11月10日（火）
141	長野	長野北年金事務所	381-8558	長野県長野市吉田 3 - 6 - 1 5	450	1	1		11月10日（火）
142	長野	岡谷年金事務所	394-8665	長野県岡谷市中央町 1 - 8 - 7	580	2	1	1	11月10日（火）
143	長野	伊那年金事務所	396-8601	長野県伊那市山寺 1 4 9 9 - 3	480	1	1		11月10日（火）
144	長野	飯田年金事務所	395-8655	長野県飯田市宮の前 4 3 8 1 - 3	450	1	1		11月10日（火）
145	長野	松本年金事務所	390-8702	長野県松本市鎌田 2 - 8 - 3 7	860	2	1	1	11月10日（火）
146	長野	小諸年金事務所	384-8605	長野県小諸市田町 2 - 3 - 5	860	2	1	1	11月10日（火）
147	岐阜	岐阜北年金事務所	502-8502	岐阜県岐阜市大福町 3 - 1 0 - 1	530	1	1		11月10日（火）
148	岐阜	岐阜南年金事務所	500-8381	岐阜県岐阜市市橋 2 - 1 - 1 5	430	1	1		11月10日（火）
149	岐阜	多治見年金事務所	507-8709	岐阜県多治見市小田町 4 - 8 - 3	510	1	1		11月10日（火）
150	岐阜	大垣年金事務所	503-8555	岐阜県大垣市八島町 1 1 4 - 2	570	2	1	1	11月10日（火）
151	岐阜	美濃加茂年金事務所	505-8601	岐阜県美濃加茂市太田町 2 9 1 0 - 9	520	1	1		11月10日（火）
152	岐阜	高山年金事務所	506-8501	岐阜県高山市花岡町 3 - 6 - 1 2	310	1		1	11月10日（火）
153	静岡	静岡年金事務所	422-8668	静岡県静岡市駿河区中田 2 - 7 - 5	910	2	2		11月10日（火）
154	静岡	三島年金事務所	411-8660	静岡県三島市寿町 9 - 4 4	510	1	1		11月10日（火）
155	静岡	沼津年金事務所	410-0032	静岡県沼津市日の出町 1 - 4 0	630	2	1	1	11月10日（火）
156	静岡	富士年金事務所	416-8654	静岡県富士市横割 3 - 5 - 3 3	720	2	1	1	11月11日（水）
157	静岡	清水年金事務所	424-8691	静岡県静岡市清水区巴町 4 - 1	540	1	1		11月11日（水）
158	静岡	島田年金事務所	427-8666	静岡県島田市柳町 1 - 1	670	2	1	1	11月11日（水）
159	静岡	掛川年金事務所	436-8653	静岡県掛川市久保 1 - 1 9 - 8	480	1	1		11月11日（水）
160	静岡	浜松東年金事務所	435-0013	静岡県浜松市中央区天龍川町 1 8 8	820	2	2		11月11日（水）
161	静岡	浜松西年金事務所	432-8015	静岡県浜松市中央区高町 3 0 2 - 1	410	1	1		11月11日（水）
162	愛知	大曽根年金事務所	461-8685	愛知県名古屋市中区東大曽根町 2 8 - 1	320	1		1	11月11日（水）
163	愛知	中村年金事務所	453-8653	愛知県名古屋市中村区太閤 1 - 1 9 - 4 6	350	1	1		11月11日（水）
164	愛知	鶴舞年金事務所	460-0014	愛知県名古屋市中区富士見町 2 - 1 3	500	1	1		11月11日（水）
165	愛知	熱田年金事務所	456-8567	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬 2 - 3 - 1 9	510	1	1		11月11日（水）
166	愛知	笠寺年金事務所	457-8605	愛知県名古屋市中区南區柵下町 3 - 2 1	440	1	1		11月11日（水）
167	愛知	昭和年金事務所	466-8567	愛知県名古屋市中区昭和区桜山町 5 - 9 9 - 6 桜山駅前ビル	270	1		1	11月11日（水）
168	愛知	名古屋西年金事務所	451-8558	愛知県名古屋市中区西區城西 1 - 6 - 1 6	310	1		1	11月11日（水）
169	愛知	名古屋北年金事務所	462-8666	愛知県名古屋市中区北区清水 5 - 6 - 2 5	270	1		1	11月11日（水）
170	愛知	豊橋年金事務所	441-8603	愛知県豊橋市菰口町 3 - 9 6	530	1	1		11月11日（水）
171	愛知	岡崎年金事務所	444-8607	愛知県岡崎市朝日町 3 - 9	300	1		1	11月11日（水）
172	愛知	一宮年金事務所	491-8503	愛知県一宮市新生 4 - 7 - 1 3	340	1	1		11月11日（水）
173	愛知	瀬戸年金事務所	489-8686	愛知県瀬戸市共栄通 4 - 6	210	1		1	11月11日（水）
174	愛知	半田年金事務所	475-8601	愛知県半田市西新町 1 - 1	410	1	1		11月11日（水）
175	愛知	豊川年金事務所	442-8605	愛知県豊川市金屋町 3 2	310	1		1	11月11日（水）
176	愛知	刈谷年金事務所	448-8662	愛知県刈谷市寿町 1 - 4 0 1	540	1	1		11月11日（水）

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
177	愛知	豊田年金事務所	471-8602	愛知県豊田市神明町3-33-2	430	1	1		11月11日(水)
178	三重	津年金事務所	514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	710	2	1	1	11月11日(水)
179	三重	四日市年金事務所	510-8543	三重県四日市市十七軒町17-23	620	2	1	1	11月11日(水)
180	三重	松阪年金事務所	515-8973	三重県松阪市宮町17-3	230	1		1	11月11日(水)
181	三重	伊勢年金事務所	516-8522	三重県伊勢市宮後3-5-33	320	1		1	11月11日(水)
182	三重	尾鷲年金事務所	519-3692	三重県尾鷲市林町2-23	140	1		1	11月11日(水)
183	滋賀	大津年金事務所	520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	470	1	1		11月11日(水)
184	滋賀	草津年金事務所	525-0025	滋賀県草津市西渋川1-16-35	710	2	1	1	11月11日(水)
185	滋賀	彦根年金事務所	522-8540	滋賀県彦根市外町169-6	620	2	1	1	11月11日(水)
186	京都	上京年金事務所	603-8522	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	240	1		1	11月11日(水)
187	京都	舞鶴年金事務所	624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	380	1	1		11月11日(水)
188	京都	中京年金事務所	604-0902	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル絆田町287	370	1	1		11月11日(水)
189	京都	下京年金事務所	600-8154	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	320	1		1	11月11日(水)
190	京都	京都南年金事務所	612-8558	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	460	1	1		11月11日(水)
191	京都	京都西年金事務所	615-8511	京都府京都市右京区西京極南大入町81	380	1	1		11月11日(水)
192	大阪	天満年金事務所	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	380	1	1		11月11日(水)
193	大阪	福島年金事務所	553-8585	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	240	1		1	11月11日(水)
194	大阪	大手前年金事務所	541-0053	大阪府大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階	540	1	1		11月11日(水)
195	大阪	堀江年金事務所	550-0014	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	260	1		1	11月11日(水)
196	大阪	市岡年金事務所	552-0003	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	220	1		1	11月11日(水)
197	大阪	天王寺年金事務所	543-8588	大阪府大阪市天王寺区悲田院町7-6	330	1	1		11月11日(水)
198	大阪	平野年金事務所	547-8588	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-78	180	1		1	11月11日(水)
199	大阪	難波年金事務所	556-8585	大阪府大阪市浪速区敷津東1-6-16	230	1		1	11月11日(水)
200	大阪	玉出年金事務所	559-8560	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	150	1		1	11月11日(水)
201	大阪	淀川年金事務所	532-8540	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	310	1		1	11月11日(水)
202	大阪	今里年金事務所	537-0014	大阪府大阪市東成区大今里西2-1-8	200	1		1	11月11日(水)
203	大阪	城東年金事務所	536-8511	大阪府大阪市城東区中央1-8-19	270	1		1	11月11日(水)
204	大阪	貝塚年金事務所	597-8686	大阪府貝塚市海塚二丁目8番3号	270	1		1	11月11日(水)
205	大阪	堺東年金事務所	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-23	300	1		1	11月11日(水)
206	大阪	堺西年金事務所	592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-18	220	1		1	11月11日(水)
207	大阪	東大阪年金事務所	577-8554	大阪府東大阪市永和1-15-14	310	1		1	11月11日(水)
208	大阪	八尾年金事務所	581-8501	大阪府八尾市桜ヶ丘1-65	280	1		1	11月11日(水)
209	大阪	吹田年金事務所	564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-18	430	1	1		11月11日(水)
210	大阪	豊中年年金事務所	560-8560	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	390	1	1		11月11日(水)
211	大阪	守口年金事務所	570-0083	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	210	1		1	11月11日(水)
212	大阪	枚方年金事務所	573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	300	1		1	11月11日(水)
213	兵庫	三宮年金事務所	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	640	2	1	1	11月11日(水)
214	兵庫	須磨年金事務所	654-0047	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-12	330	1	1		11月11日(水)
215	兵庫	東灘年金事務所	658-0053	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	210	1		1	11月11日(水)
216	兵庫	兵庫年金事務所	652-0898	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	190	1		1	11月11日(水)
217	兵庫	姫路年金事務所	670-0947	兵庫県姫路市北条1-250	680	2	1	1	11月11日(水)
218	兵庫	尼崎年金事務所	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町2-17-55	370	1	1		11月11日(水)
219	兵庫	明石年金事務所	673-8512	兵庫県明石市藤匠町12-12	600	2	1	1	11月11日(水)
220	兵庫	西宮年金事務所	663-8567	兵庫県西宮市津門大塚町8-26	430	1	1		11月11日(水)

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
221	兵庫	豊岡年金事務所	668-0021	兵庫県豊岡市泉町4-20	280	1			11月11日(水)
222	兵庫	加古川年金事務所	675-0031	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	360	1	1		11月11日(水)
223	奈良	奈良年金事務所	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	530	1	1		11月11日(水)
224	奈良	大和高田年金事務所	635-8531	奈良県大和高田市幸町5-11	370	1	1		11月11日(水)
225	奈良	桜井年金事務所	633-8501	奈良県桜井市大字谷88-1	410	1	1		11月11日(水)
226	和歌山	和歌山東年金事務所	640-8541	和歌山県和歌山市太田3-3-9	520	1	1		11月11日(水)
227	和歌山	和歌山西年金事務所	641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	380	1	1		11月11日(水)
228	和歌山	田辺年金事務所	646-8555	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-8	470	1	1		11月11日(水)
229	鳥取	鳥取年金事務所	680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	600	2	1		11月11日(水)
230	鳥取	倉吉年金事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	310	1			11月11日(水)
231	鳥取	米子年金事務所	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	610	2	1		11月11日(水)
232	島根	松江年金事務所	690-8511	島根県松江市東朝日町107	940	2	2		11月11日(水)
233	島根	出雲年金事務所	693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	480	1	1		11月11日(水)
234	島根	浜田年金事務所	697-0017	島根県浜田市原井町908-26	390	1	1		11月11日(水)
235	岡山	岡山西年金事務所	700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	1,090	3	2		11月11日(水)
236	岡山	岡山東年金事務所	703-8533	岡山県岡山市中区国富228	860	2	2		11月11日(水)
237	岡山	倉敷東年金事務所	710-8567	岡山県倉敷市老松町3-14-22	850	2	2		11月11日(水)
238	岡山	倉敷西年金事務所	713-8555	岡山県倉敷市玉島1952-1	440	1	1		11月11日(水)
239	岡山	津山年金事務所	708-8504	岡山県津山市田町112-5	590	2	1		11月11日(水)
240	岡山	高梁年金事務所	716-8668	岡山県高梁市旭町1393-5	290	1			11月11日(水)
241	広島	広島東年金事務所	730-8515	広島県広島市中央区基町1-27	860	2	2		11月11日(水)
242	広島	広島西年金事務所	733-0833	広島県広島市西区商工センター2-6-1 N T T ドコモソリューションズ広島ビル1階	720	2	1		11月11日(水)
243	広島	広島南年金事務所	734-0007	広島県広島市南区皆実町1-4-35	750	2	2		11月11日(水)
244	広島	福山年金事務所	720-8533	広島県福山市旭町1-6	900	2	2		11月11日(水)
245	広島	呉年金事務所	737-8511	広島県呉市宝町2-11	600	2	1		11月11日(水)
246	広島	三原年金事務所	723-8510	広島県三原市円一町2-4-2	460	1	1		11月11日(水)
247	広島	三次年金事務所	728-8555	広島県三次市十日市東3-16-8	360	1	1		11月11日(水)
248	広島	備後府中年年金事務所	726-0005	広島県府中市府中町736-2	180	1			11月11日(水)
249	山口	山口年金事務所	753-8651	山口県山口市吉敷下東1-8-8	560	2	1		11月11日(水)
250	山口	下関年金事務所	750-8607	山口県下関市上新地町3-4-5	480	1	1		11月11日(水)
251	山口	徳山年金事務所	745-8666	山口県周南市新宿通5-1-8	600	2	1		11月11日(水)
252	山口	宇部年金事務所	755-0027	山口県宇部市港町一丁目3番7号	650	2	1		11月11日(水)
253	山口	岩国年金事務所	740-8686	山口県岩国市立石町1-8-7	400	1	1		11月11日(水)
254	山口	萩年金事務所	758-8570	山口県萩市江向323-1	250	1			11月11日(水)
255	徳島	徳島北年金事務所	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町12-8	730	2	2		11月11日(水)
256	徳島	徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西4-45	740	2	2		11月11日(水)
257	徳島	阿波半田年金事務所	779-4193	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	240	1			11月11日(水)
258	香川	高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	1,090	3	2		11月11日(水)
259	香川	高松東年金事務所	760-8543	香川県高松市塩上町3-11-1	1,090	3	2		11月11日(水)
260	香川	善通寺年金事務所	765-8601	香川県善通寺市文京町2-9-1	1,000	3	2		11月11日(水)
261	愛媛	松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	800	2	2		11月11日(水)
262	愛媛	松山東年金事務所	790-0952	愛媛県松山市朝生田町1-1-23	610	2	1		11月11日(水)
263	愛媛	新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	690	2	1		11月11日(水)
264	愛媛	今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	500	1	1		11月11日(水)

「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
265	愛媛	宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-43	460	1	1		11月11日(水)
266	高知	高知東年金事務所	781-9556	高知県高知市棧橋通4-13-3	460	1	1		11月11日(水)
267	高知	高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町3-70-1	560	2	1	1	11月11日(水)
268	高知	南国年金事務所	783-8507	高知県南国市大樋甲1214-6	310	1		1	11月11日(水)
269	高知	幡多年年金事務所	787-0023	高知県四万十市中村東町2-4-10	250	1		1	11月11日(水)
270	福岡	東福岡年金事務所	812-8657	福岡県福岡市東区馬出3-12-32	580	2	1	1	11月11日(水)
271	福岡	博多年年金事務所	812-8540	福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階	820	2	2		11月11日(水)
272	福岡	中福岡年金事務所	810-8668	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	560	2	1	1	11月11日(水)
273	福岡	西福岡年金事務所	819-8502	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	430	1	1		11月11日(水)
274	福岡	南福岡年金事務所	815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	590	2	1	1	11月11日(水)
275	福岡	久留米年金事務所	830-8501	福岡県久留米市諏訪野町2401	910	2	2		11月11日(水)
276	福岡	小倉南年金事務所	800-0294	福岡県北九州市小倉南区下首根1-8-6	280	1		1	11月11日(水)
277	福岡	小倉北年金事務所	803-8588	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	480	1	1		11月11日(水)
278	福岡	直方年金事務所	822-8555	福岡県直方市知古1-8-1	450	1	1		11月11日(水)
279	福岡	八幡年金事務所	806-8555	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	670	2	1	1	11月11日(水)
280	福岡	大牟田年金事務所	836-8501	福岡県大牟田市大正町6-2-10	370	1	1		11月11日(水)
281	佐賀	佐賀年金事務所	849-8503	佐賀県佐賀市八丁畷町1-3-2	840	2	2		11月11日(水)
282	佐賀	唐津年金事務所	847-8501	佐賀県唐津市千代田町2565	560	2	1	1	11月11日(水)
283	佐賀	武雄年金事務所	843-8588	佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-6	420	1	1		11月11日(水)
284	長崎	長崎南年金事務所	850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	490	1	1		11月11日(水)
285	長崎	長崎北年金事務所	852-8502	長崎県長崎市稲佐町4-22	440	1	1		11月11日(水)
286	長崎	佐世保年金事務所	857-8571	長崎県佐世保市稲荷町2-37	550	1	1		11月11日(水)
287	長崎	諫早年金事務所	854-8540	長崎県諫早市栄田町47-39	530	1	1		11月11日(水)
288	熊本	熊本東年金事務所	862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-41	1,180	3	2	1	11月11日(水)
289	熊本	熊本西年金事務所	860-8534	熊本県熊本市中央区千葉城町2-37	550	1	1		11月11日(水)
290	熊本	八代年金事務所	866-8503	熊本県八代市萩原町2-11-41	770	2	2		11月11日(水)
291	熊本	本渡年金事務所	863-0033	熊本県天草市東町2-21	320	1		1	11月11日(水)
292	熊本	玉名年金事務所	865-8585	熊本県玉名市松木11-4	270	1		1	11月11日(水)
293	大分	大分年金事務所	870-0997	大分県大分市東津留2-18-15	1,010	3	2	1	11月11日(水)
294	大分	日田年金事務所	877-8585	大分県日田市淡窓1丁目2番75号	220	1		1	11月11日(水)
295	大分	別府年金事務所	874-8555	大分県別府市西野口町2-41	520	1	1		11月11日(水)
296	大分	佐伯年金事務所	876-0823	大分県佐伯市女島字源六分9029-5	200	1		1	11月11日(水)
297	宮崎	宮崎年金事務所	880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-23	1,030	3	2	1	11月11日(水)
298	宮崎	高鍋年金事務所	884-0004	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	280	1		1	11月11日(水)
299	宮崎	延岡年金事務所	882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2978-2	600	2	1	1	11月11日(水)
300	宮崎	都城年金事務所	885-8501	宮崎県都城市一万城町71-1	750	2	2		11月11日(水)
301	鹿児島	鹿児島南年金事務所	890-8533	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25	800	2	2		11月11日(水)
302	鹿児島	鹿児島北年金事務所	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	540	1	1		11月11日(水)
303	鹿児島	川内年金事務所	895-0012	鹿児島県薩摩川内市平佐町2223	430	1	1		11月11日(水)
304	鹿児島	加治木年金事務所	899-5292	鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113	260	1		1	11月11日(水)
305	鹿児島	鹿屋年金事務所	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿3-8-19	490	1	1		11月11日(水)
306	鹿児島	奄美大島年金事務所	894-0035	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	280	1		1	11月11日(水)
307	沖縄	那覇年金事務所	900-0025	沖縄県那覇市亞川2-3-9	560	2	1	1	11月11日(水)
308	沖縄	浦添年金事務所	901-2121	沖縄県浦添市内間3-3-25	370	1	1		11月11日(水)

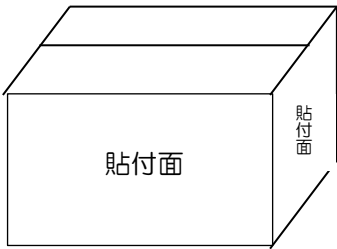
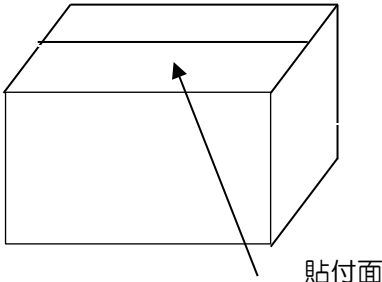
「ねんきんネット」ポスター 配付枚数

No.	都道府県	年金事務所	郵便番号	所在地	合計	発送個数	100サイズ	80サイズ	持込日
309	沖縄	コザ年金事務所	904-0021	沖縄県沖縄市胡屋 2 - 2 - 5 2	440	1	1		11月11日（水）
310	沖縄	名護年金事務所	905-0021	沖縄県名護市東江 1 - 9 - 1 9	190	1		1	11月11日（水）
311	沖縄	平良年金事務所	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里 7 9 1	120	1		1	11月11日（水）
312	沖縄	石垣年金事務所	907-0004	沖縄県石垣市登野城 5 5 - 3	160	1		1	11月11日（水）
313	本部	経営企画部 総合戦略室	168-8505	東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4	190	1		1	11月11日（水）
11月10日（火）合計					78,710	217	141	76	-
11月11日（水）合計					75,690	215	131	84	-
両日合計					154,400	432	272	160	-

ダンボール箱等仕様書

梱包するダンボール箱については、次の仕様に従って作成すること。

納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのないよう留意すること。

1箇所当たりの数量	・ 届け先1箇所当たり、ダンボール1箱とする。 ・ ただし、1箱の重量が20kgを超える場合は、2箱以上も可とする。	〈注意〉 ダンボールに隙間がある場合は、緩衝材を入れ、揺れ防止の対策をとること。 〈梱包が複数個に及ぶ場合〉 必ず何個口の何個目かを明記すること。
印刷物の名称等の表記	・ 右の内容をダンボール箱の外側2側面に印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 	〈印刷（記載）する内容〉 ・ 印刷物の名称 ・ 数量 ・ 製造年月 ・ 製造業者名
送り状	・ 送り状に右の内容を印刷（記載）してダンボール箱の上面に貼付すること。 	〈送り状の内容〉 届け先（別添1 参照） 住所：年金事務所住所 宛名：年金事務所名 依頼主 住所：日本年金機構本部住所 宛名：日本年金機構本部

24時間
いつでもパソコン・
スマホで

ご自宅でも

ねんきんネット



年金記録が
いつでも確認できます



年金見込額の試算は
オンラインで



年金の手続きが
スマホで完結



通知がオンラインで
受け取れます

＼「マイナポータル」との連携で簡単に利用できます／

STEP
1

マイナポータルに ログイン

スマートフォンに
アプリをダウンロード

マイナポータルはこちらから



<https://myna.go.jp/>



※「マイナンバーカード」および、マイナンバーカード
受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パ
スワード(数字4桁)」をご用意ください。

STEP
2

「ねんきんネット」 初回利用登録

マイナポータルTOP画面の
「年金」から「ねんきんネット」
との連携手続きを行う



※連携手続きの詳しいやり方については、日本年金機構
ホームページをご覧ください。

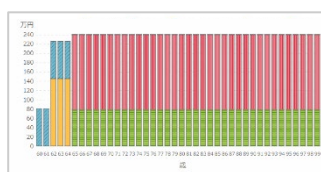
STEP
3

「ねんきんネット」 を利用する

▼年金記録の確認イメージ

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳
平成25年度	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳
平成26年度	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳
平成27年度	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
平成28年度	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳

▼年金見込額の試算イメージ



※その他にも色々な機能があります！

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



日本年金機構
Japan Pension Service

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 ポスター「「ねんきんネット」周知用」 154,400 枚

契約金額 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：令和8年11月10日 他1回（仕様書等のとおり）

納品場所：仕様書等のとおり

（秘密の保持等）

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適當であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があつた場合は、甲の指定する期限

内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

- 3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。

- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
 - 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

- 第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

- 第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲が出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに

質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

- 2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。

- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面を取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(履行不能等の通知)

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1

項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検され

たとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。

- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

- 第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止

法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(契約不適合責任)

第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡し of 要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

- 第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

- 第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3－5－24
 日本年金機構 理事長代理人
 経営企画部総合戦略室長 横山 幸子 印

乙 ○○県○○市○○
 ○○○○○○
 ○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。